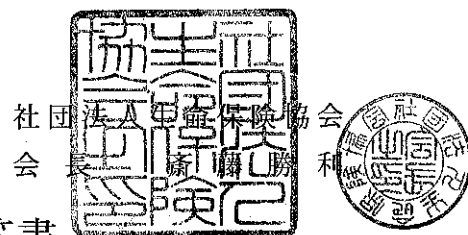


平成19年1月30日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清水 巖 殿



## 再度の申入書に対する回答書

平成18年12月25日付の貴団体からの再度の申入書における回答を求める事項に関し、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. について

訪問販売による生命保険契約について、契約書受領後8日間のクーリング・オフ期間内であっても、預金口座への保険料送金後はクーリング・オフ権の行使を認めていない現行の取扱いが、「法令の範囲内の取扱いであると認識している」とする理由を、法解釈・根拠条文を示して、明らかにしてください。

#### (ご回答)

貴団体からご指摘いただいた当会作成の「注意喚起情報作成ガイドライン」の記載は、お客様に対し注意喚起すべき情報を記載するという注意喚起情報の趣旨を踏まえ、従来から会員各社が行ってきたクーリング・オフ制度の適用に関する取扱いをお客様がご契約される前に説明しご理解いただいた上で加入いただくための例として示したものです。

しかしながら、今般、貴団体よりご指摘いただいたことを踏まえ、法解釈の検討を行いました。その結果、別紙1のとおり、現行各社の取扱いが適法である旨の見解（別紙1）に至りました。

よって、当会としては、ご指摘の取扱いが法令の範囲内の取扱いであるとの認識を持っております。

#### 2. について

貴協会は、金融庁に対し、クーリング・オフ制度の適用に関して法令の見直しの検討を要望したとのことですが、その金融庁に対する要望の年月日はいつですか。また、その要望の内容は、いかなるものですか。

#### (ご回答)

上記1のとおり、当会としては、ご指摘の取扱いが法令の範囲内の取扱いであるとの認

識を持っておりますが、別紙2のとおり、現行各社の取扱いに関し、複数の実務取扱いを生ぜしめる解釈の余地があり、立法上の措置による明確化が望ましいとも考えられること（別紙2）、また、昨今の販売チャネルの多様化等に鑑み、保険料が預金等の口座へ払い込まれた場合であってもクーリング・オフ制度を適用すべきとのご意見があることを踏まえ、平成18年10月27日付にて、当会より金融庁長官宛に要望書（別紙3）を提出いたしました。要望内容は別紙3のとおりとなります。

さらに、貴協会からの要望に対する金融庁の対応は、いかなるものですか。金融庁の検討結果は、貴協会にいつ知らされるのでしょうか。

（ご回答）

当会においては、金融庁において、当会の要望書を踏まえ、クーリング・オフ制度のあり方について保険業法施行令改正も視野に入れた幅広い検討を行っていただいているものと認識しております。検討結果については、パブリックコメント等、所定の手続によりお知らせいただけるものと伺っております。

### 3. について

貴協会は、上記2の要望に対し、金融庁から検討結果が示されたときは、これを当NPO法人に告知する意向がありますか。

（ご回答）

当会としては、金融庁の検討結果が上記の手続等により公表されるものと認識しております。よって貴団体におかれましても、検討結果を知り得るものと思われれます。

また、金融庁から検討結果を踏まえて「注意喚起情報作成ガイドライン」の改正等を検討する場合には、いかなる目的で、どのような組織・手続で、どのような事項を検討するのかを、当NPO法人に告知する意向がありますか。

（ご回答）

仮に金融庁の検討結果が「注意喚起情報作成ガイドライン」の改正を必要とするものである場合には、当該ガイドラインの改正の目的および改正項目について、貴団体にお知らせしたいと考えております。

金融庁の検討結果が明らかでない現段階では、当会の対応がどのようなものになるかについて具体的・確定的なことを申し上げることができない点につき、ご了承いただければと存じます。

その「注意喚起情報作成ガイドライン」の改正等の検討過程において、当NPO法人をはじめとする消費者からの意見を聴取し反映させる機会を設ける意向がありますか。

(ご回答)

この点につきましても同様に、現段階では、具体的・確定的なことを申し上げることができない点につき、ご了承いただければと存じます。

なお、当会にとりまして、消費者保護をさらに充実していくことは重要な課題であり、「注意喚起情報作成ガイドライン」の改正等の検討に限らず、その活動において、貴団体よりいただいたご意見をはじめとする消費者の声に耳を傾け、対応を図るべく努力を行っております。引き続き貴重なご意見を賜れば誠に幸いと存じます。

#### 4. について

貴協会は、会員各社が、自主的に、保険料の口座振り込み後であっても訪問販売による生命保険契約のクーリング・オフを認める方針をとるよう、推奨する意向がありますか。

(ご回答)

貴団体からのお申入内容およびそれに対する当会からの回答内容につきましては、当会から会員各社に周知しており、会員各社においてもその内容について十分な認識を有しているものと思われま。

当会としては、上記1、2のとおり、現行各社の取扱いが現行法令の範囲内の取扱いであるとの見解がある以上、ご指摘の自主的対応を会員各社に推奨するという状況にはないものと考えております。ただし、両論の解釈も可能であるとの考え方もあることから、そのような考え方にも十分な配慮がされ、消費者保護が更に前進することを期待しているところでございます。

なお、当会はクーリング・オフの必要性が問題となる事例が減少するよう、「クオリティファーストプラン」に基づく取り組みを順次検討、実施しております。「クオリティファーストプラン」による取り組みにより消費者保護と適切な募集がより推進するよう、引き続きご意見を賜れば幸いと存じます。

#### 5. について

貴協会が設置する生命保険相談所において、苦情等を申し出た消費者のうち、訪問販売によって生命保険契約を締結した者に対して、保険料送金後もクーリング・オフをすることができるという当NPO法人の見解を紹介し、当NPO法人のホームページの閲覧を推奨する意向がありますか。

(ご回答)

生命保険相談所は、消費者から相談・苦情があった場合には、必要な助言や消費者と生命保険会社との間の紛争解決のための「あっせん」等の業務を行っておりますが、当該業務は、現行法令の内容、当該生命保険契約の募集文書を前提とし、当該契約の募集時の態様等を勘案しつつ行っているため、現行法令に関する様々な解釈を紹介することは行っておりません。同様に当会としては、上記1、2のとおり、現行各社の取扱いが現行法令の範囲内の取扱いであるとの見解がある以上、苦情等を申し出た消費者に対して貴団体の見解を積極的に紹介・推奨することは考えておりません。

もっとも、当会は、消費者に対する情報開示を適時適切に行う観点から、平成18年10月31日付回答書の提出の際には、回答書をプレスリリース、ホームページへの掲載等により公表させていただくにあたって、貴団体からの申入内容は貴団体のホームページに掲載されている旨をあわせて表示しております。今回も同様に取り進める予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、当会は、訪問販売による保険募集を含む相談・苦情等の申し出に対し次のとおり、適切な対応がなされるよう取り組んでございます。まず、相談・苦情等において契約取消の意向があった場合には、クーリング・オフが適用され、権利行使可能期間内であることが確認できれば、クーリング・オフの制度をご案内するよう努めております。

次いで、クーリング・オフが適用されない場合あるいはクーリング・オフが適用される場合であってもクーリング・オフの権利行使可能期間を経過している場合には、相談・苦情等の解決に向けたアドバイスを実施しています。しかし、協会で解決できない場合は、生命保険会社に迅速かつ適切な解決を図るよう要請するとともに、当事者間で鋭意協議したにもかかわらず、原則として1か月を経過してもなお解決に至らない場合に公平な立場から裁定を行う「裁定審査会」を設置する等、生命保険契約者等の正当な利益保護に努めております。

こうした対応により、苦情等の原因が、生命保険会社や生命保険募集人等の不適切な募集等にある場合は、契約の解消等、適切な解決が図られるものと認識しております。

更に、協会に寄せられた苦情等の集約化・原因分析を行い、その結果を生命保険会社に対する注意喚起や生命保険会社の苦情対応体制の強化のための情報交換等、苦情の再発防止・拡大防止・未然防止に努めております。

こうした個々の取り組みにつきまして、今般の「クオリティ ファースト プラン」の実施により、更に強化を図る所存です。貴団体におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 現行各社の取扱いが適法である旨の見解

### 1. クーリング・オフ制度

#### (1) 制度導入の経緯

クーリング・オフの制度は、昭和47年の割賦販売法で我が国に初めて導入され、続いて訪問販売法（現特定商取引法）に規定されたものである。

訪問販売法にクーリング・オフを導入した趣旨は、心理的に無防備な状態でセールスマンの売込み攻撃を受け、心ならずも申込みや契約をしてしまった消費者に、冷静に再考する期間を保障し、不本意な申込みや契約の拘束から脱却する手段を保障することにある。

現在、クーリング・オフの制度は、これらの法のほか、宅地建物取引業法、預託取引法、投資顧問業法、ゴルフ会員契約法、保険業法等に規定されている。

#### (2) クーリング・オフの意義

民法の原則に従えば、相手方が承諾して契約が成立した後は、申込者は申込みを撤回できない。また、成立前であっても、申込みには、申込者に対する消極的効力（形式的効力）として、一定期間申込みの効力を継続させ、濫りに撤回することのできない拘束力がある（民521I、524）。

クーリング・オフとは、こうした民法の原則に対し、申込みまたは契約締結後一定期間は、一切の不利益を受けることなく、無条件で申込みの撤回または契約の解除をする権利を消費者に認める制度である。

#### (3) 要件・効果

クーリング・オフの要件・効果は、法律ごとに細部の違いはあるが、概括すると、一般に、次のとおりであるといえる。

- ① クーリング・オフ制度が記載された書面を交付した日から一定期間は、消費者は、何らの理由を示さず、契約を解除することができる。
  - ② 解除の意思表示は発信主義をとる。
  - ③ 解除後、事業者は損害賠償などの請求はできず、商品返還の費用も事業者が負担する。
  - ④ 顧客に不利な合意は無効である。
  - ⑤ ①の「一定期間」は書面交付時から起算する。書面を交付しない限り、期間は進行せず、顧客はいつまでもクーリング・オフ権を行使できる。
- ①の書面交付義務は、それを履行しないとクーリング・オフ期間が進行しな

いという効果を生じさせることにより、民事上の制裁と結び付けられている。機能的に見れば、クーリング・オフには、錯誤・詐欺・強迫にはあたらないような微弱な意思の瑕疵について、消費者を救済するという意味があるといえる。

## 2. 保険業法上のクーリング・オフ

### (1) 保険契約へのクーリング・オフ導入の経緯

保険販売の形態には種々のものがあるが、保険商品の特性上、販売主体が顧客を訪問して販売を行うケースが主である。こうした販売形態の下では、顧客が受動的な立場におかれたり、販売が不意打ち的であることがあり、その場合は顧客の契約意思が不確定のままに保険契約の申込みや契約締結が行われ、事後にトラブルが生じるおそれがある<sup>1</sup>。

こうした状況を回避し、顧客の保護を図るとともに、保険契約の締結または保険募集の公正を担保するため、契約法上の特則として、保険契約にもクーリング・オフ制度が導入されている。

生命保険会社各社では、昭和49年よりクーリング・オフの制度を自主的に導入していた<sup>2</sup>が、平成7年の保険業法改正により、法制化されるに至っている。

### (2) 保険業法と特定商取引法の相違点

このように保険業法にクーリング・オフ制度が導入された経緯、また同法と同制度の法律関係は、特定商取引法（旧訪問販売法）と類似する点が多い<sup>3</sup>。しかし、一方で、保険契約の特性を反映していくつかの特徴的な規定も置かれている<sup>4</sup>。

例えば、特定商取引法では、クーリング・オフ権が行使された場合、事業者が代金全額の返還が原則とされる（同法9 VI）が、保険契約については、保険契約成立後に申込者等がクーリング・オフ権を行使して解除した場合には、保険会社は受領した前払保険料と同額の保険料を返還する必要はない（保業309 VI但書、業規242（日割り計算による））。

また、既に保険金の支払事由が生じているときは、クーリング・オフ権を行

<sup>1</sup>保険研究会「最新保険業法の解説」311頁

<sup>2</sup>濱田盛一「生命保険とクーリング・オフ」生命保険経営64巻3号155頁

<sup>3</sup>ただし、山下友信教授は「クーリング・オフが実質上詐欺的な契約からの消費者救済のために重要な手段となる訪問販売等と保険の募集はセールスの実態が必ずしも同じではない。生命保険では見ず知らずの生命保険募集人が突然訪問してきてその場で直ちに契約締結まで強引にすすめるようなことは稀であろうし、生命保険にせよ損害保険にせよ契約締結後も保険契約者との接触は続くことが多くその分強引に売りっぱなしということもそう多くはないであろう。・・・しかし、契約締結について熟慮する機会を与えることは、例外的な悪質の募集の場合に限らず保険契約者保護のためにはそれなりに意味のあることである。」と指摘されている（山下友信「保険法」218頁）。

<sup>4</sup>山下友信「保険法」219頁

使した者が権利行使時にそのことを知っている場合を除き、効力は生じない（保業309IX）。

これらの規定の趣旨は、保険契約者による逆選択の防止や保険契約者が保険事故の発生を知らずにクーリング・オフ権を行使したために保険金の請求ができなくなることを防止することにある<sup>5</sup>。このような規定の存在に鑑みれば、保険業法のクーリング・オフの規定を解釈する上では、特定商取引法の規定を参考としつつ、それに加えて、保険契約の特性を踏まえた解釈を行う必要があるといえる。

### （3）保険契約にクーリング・オフを認める意義

特定商取引法の対象たる訪問販売は、事業者が承諾をすべきかどうか考慮するための時間を必要とすることはないのが一般的である。そのため、申込みが行われた場合は、「申込みの拘束力」の結果、消費者は代金支払義務等の負担を負う。特定商取引法のクーリング・オフが問題となる裁判例を見ると、役務の提供を受けた消費者の代金支払義務が問題とされていることから、「申込みの拘束力」から解放することにクーリング・オフの意義がある。いわゆる靈感商法（壺、印鑑の販売等）、リフォーム詐欺等、申込み後直ちに、消費者が商品を受け取り、またはサービスの提供を受けたため、消費者が代金の支払いを拒絶し難いケース等が、クーリング・オフ権行使による消費者保護が図られる典型といえる。

これに対し、保険契約も諾成契約であり、民法の一般原則に基づき、生命保険募集人に申込書を提出した限りで申込みとしての効力が生じるが<sup>6</sup>、実務上、申込みの事実だけでは、申込者に対する実質的な拘束力は殆どないに等しい。

即ち、生命保険契約は、諾成契約ではあるものの、契約成立迄に所定の手続を採らなければならない。生命保険契約においては被保険者の身体の状態が危険選択に決定的な影響を及ぼすため、申込人が申込書に記入し、これを生命保険募集人に渡した後、本店等の引受審査部門が承諾するか否かの判断を行うという手続が行われる<sup>7</sup>。保険制度が成り立つには、保険者が、引き受ける危険の大きさを判定し、給付反対給付均等原則に従い、個々の保険契約の危険度に応じた保険料を求め、または一定以上の危険度を超える保険の引受けを拒絶することが必要であるからであって<sup>8</sup>、この危険測定のための情報は、通常、保険契約者側の支配圏にある事実であり、保険者が情報を入手するために保険契約者

<sup>5</sup>山下友信「保険法」219頁

<sup>6</sup>山下友信「保険法」203頁

<sup>7</sup>山下友信「保険法」210頁

<sup>8</sup>山下友信「保険法」282頁、山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生「保険法 第2版」227頁

側に協力を求めることが必要となることから、商法は、保険契約者に告知義務を課している（商678）。そして、実務上、生命保険契約に加入する際には、①申込書の作成、②告知書の作成または診査医等による医的診査の実施、③初回保険料の支払、の全てが完了することを要し、その後、保険会社において申し込みを承諾する場合には、保険証券の作成に着手し、当該証券の発送をもって保険会社の承諾の通知とされている。その際、初回保険料の支払は、引受審査部門が諾否の判断を行った後に払い込まれるか、または申込書記入時に申込書とあわせて払い込むかいずれの方法でもよいこととされている<sup>9</sup>。

このように、生命保険契約の場合は、特定商取引法が対象とする取引形態と異なり、申込みにより直ちに申込者に負担が生じることはなく、保険者側で申込みを承諾した場合に始めて負担の有無が問題になるに過ぎない。

そして、上記③のとおり初回保険料の支払が保険者が承諾の通知を行うことの前提とされているため、申込者が初回保険料を支払うまでは保険者が申込みの承諾を通知することはない、申込みの拘束力が現実化することはない。しかも、保険料の支払がない場合には、保険者の責任が開始せず、また保険者の責任が開始する前は、保険契約者は理由の如何にかかわらず契約を解除することができる（商683I、653）。生命保険契約は初回保険料が支払われるまでは責任が開始することはない、商法は、初回保険料の支払を終える迄は、保険契約者に契約から離脱する権利を付与しているのである。実務上は、普通保険約款において、責任が開始した後も自由に解約を認めるのが一般である。さらに、実務上、保険会社が保険契約者を相手方として給付訴訟により保険料支払の履行を強制することはない。このように、保険契約の場合は、申し込みを行ったとしても、保険料を支払うか否かは事実上申込者等の任意であるといえることができる。

この点に関連し、特定商取引法第9条第1項は、クーリング・オフの起算日を、「書面を受領した日」としており、実務上は、申込日や契約締結時に申込書や契約書に記載する形で書面交付がなされることが多い。これに対し、保険業法第309条第1項第1号は、クーリング・オフの起算日を「書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日」と規定しているが、生命保険各社では、申込者が初回保険料を支払った時に交付される領収証の裏面にクーリング・オフに係る事項が記載され、初回保険料の支払日をクーリング・オフの起算日とする実務をとる会社が多く、申込書の作成日をクーリング・オフの起算日とする会社は少ない。昭和49年以降、生命保険会社においては、法律の規定はないものの、自主的にクーリング・オフ制度を導入してきたが、当時から、クーリング・オフの起算日は、初回保険料

<sup>9</sup>後者の場合、正確には「保険料」ではなく「保険料充当金」という。



の払込日としていた<sup>10</sup>。これらの事実は、実務上、申込者は、初回保険料を支払うまでは自由に申し込みの効力から離脱することができ、保険料の支払を強制されることがないから、申込み後初回保険料支払までの間にクーリング・オフ制度を定める必要性が殆ど認められないことを意味するものである。

以上に鑑みれば、保険契約のクーリング・オフ制度において保護される申込者の利益は、将来の保険料支払義務からの解放ではなく、既払いの保険料の返還にあるということが出来る。保険契約にクーリング・オフ制度が法定された当時、生命保険契約の保険料の支払いは生命保険募集人が集金するのが一般的であり、初回保険料（保険料充当金）も申込受付時に生命保険募集人が受領する場合が一般的であった。保険契約のクーリング・オフ制度は、このような実務を背景に、生命保険募集人が申込者宅を訪問して保険を募集し、申込みを受け付けると同時に初回保険料（保険料充当金）を受領した場合に、申込者等がクーリング・オフによってその返還を受けることができるようにするものであるということが出来る。なお、1年以下の契約はクーリング・オフの対象外とされており、クーリング・オフ制度は主として生命保険契約を対象として法定されたものということが出来る。

（4）保険業法施行令第45条第3号、同施行規則第241条第3号の解釈  
ひょうご消費者ネットの申入書（以下「本申入書」）では、  
「保険業法第309条第1項第6号の委任を受けた保険業法施行令第45条第3号は、郵便その他の通信手段による保険契約の申込み方法を不意打ち的勧誘を伴わない申込み類型として、クーリング・オフの除外としたものである。政令によってクーリング・オフが除外されているのは、特定の申込み方法によってなされた申込みの場合であって、申込者等が申込みを行った後に、どのような保険料の支払方法をとったかによるものではない。これを受けて保険業法施行規則第241条第3号は、けっして申込者等が申込みを行った後に保険料を口座に振り込んだ場合にはクーリング・オフ権の行使ができなくなると定めたものではない。施行規則は、施行令（政令）の委任の範囲内で定められなければならないことから明白である。」とする。

確かに、保険業法施行令第45条第3号、同施行規則第241条第3号の文言を表面的に解釈すれば、ひょうご消費者ネットのような解釈が成り立つことになる。しかし、立法の背景や趣旨を踏まえて解釈すれば、以下に述べるとおり、保険業法施行規則第241条第3号が、申込み後に申込者等が初回保険料を預金口座等に振り込んだ場合に適用されると解釈することは可能と解される。

クーリング・オフ制度の目的は、販売の際に顧客が受動的な立場におかれた

<sup>10</sup>濱田盛一「生命保険とクーリング・オフ」生命保険経営64巻3号157頁

り、販売が不意打ち的であったりする場合における申込者等の保護を図るものであることから、申込み後、申込者等の契約意思が確定していることが定型的に認められる行為がなされた場合には、クーリング・オフ権は認められていない<sup>11</sup>。すなわち、申込者等の契約意思が確定していることが定型的に認められる行為は、法定の追認行為と位置付けることが可能である。

例えば、保険業法施行令第45条第4号は、医師の診査を成立要件としている保険契約の申込みをした場合において、その診査が終了したときを、クーリング・オフの適用除外の事由とする。医師の診査は、医師が現症、既往症、身体の障害状態等の告知を受け、問診するとともに、視診、体格計測、体況一般の診察、血圧測定、検尿等の身体検査を行い、医学的所見を確認するものである。こうしたことは申込者等が相応の意思をもって行わなければならないものであり、この診査が終了した場合には、もはや契約意思は明確になっているだろうことが、その趣旨とされている<sup>12</sup>。この保険業法施行令第45条第4号の趣旨に照らせば、申込者が、自ら足を運んで何らかの動作を行い、かつその動作が日常生活において気軽に行い得る動作でない場合が定型化できるものは、クーリング・オフの適用除外事由として適当であるということになる。

これを「預金又は貯金の口座に対する払込み」に当てはめてみるとどうなるであろうか。

保険業法施行規則第241条が設けられた当時、生命保険契約の初回保険料の支払いは生命保険募集人が集金するのが一般的であり、上述のとおり、保険契約におけるクーリング・オフは、このように申込みと同時に初回保険料（保険料充当金）を支払ってしまった場合において、申込みを一定期間撤回ないし解除しうることにし、当該保険料（保険料充当金）の返還を保証することに意義があるものとして制度化されたといえることができる。これに対し、初回保険料が高額の場合などには、初回保険料の支払を「預金又は貯金の口座に対する払込み」により行うこととして申込みを受付けることもあった。この初回保険料の支払方法が「預金又は貯金の口座に対する払込み」である生命保険に加入しようとする場合、申込書を生命保険募集人に提出する行為とは別に、申込者は、銀行またはATM設置場所等に赴き、生命保険会社が指定する口座への払込手続を行わなければならない。銀行またはATM設置場所等で口座の払込手続を行うには、本人確認手続、暗証番号入力等の手続により、自身の財産を出しななければならない。しかも、上記のとおり、このような方法を用いる場合の初回保険料は一般に高額である。保険業法施行令第45条第4号の「医師の診査」は、申込者にとって無償であるのに対し、預金口座への払込みは高額の出

<sup>11</sup>保険研究会「最新保険業法の解説」314頁

<sup>12</sup>保険研究会「最新保険業法の解説」316頁

捐を要する行為であることに鑑みれば、「預金又は貯金の口座に対する払込み」は「気軽に」行い得る行為であるとは言いがたい。「預金又は貯金の口座に対する払込み」は、申込者が、自ら足を運んで、申込書作成とは別の行為を行うものであり、かつ気軽に行うことのできない行為であって、契約者の意思が確定したと認めうる定型的な行為であるといえよう。

保険契約の成立迄の加入手続の中で、保険料の支払というのは重要な手続であり、また昭和49年以降の実務を踏まえれば、保険業法のクーリング・オフ制度において、保険料の支払方法に着目し、実務上、保険料が高額の場合に行われていた初回保険料を「預金又は貯金の口座に対する払込み」による方法で支払う行為について、契約意思が確定したと認めうる定型的な行為であるとして、これを法定追認行為と位置付けることには十分な合理性があり、保険業法施行規則第241条第3号はこのことを意味すると解することができよう。

従って、保険業法施行令第45条の「方法を利用して」とは、申込みの行為そのものに特定された「方法」だけを言うのではなく、申込み行為に密接不可分であり、かつ保険契約の特性に鑑み、申込みの手続の中で利用する行為を含むと解釈することになる。すなわち、保険業法第309条第1項第6号、保険業法施行令第45条第3号の委任する範囲には、「一定の方法を利用して保険契約の申込手続が行われる場合」が含まれると解することになる。

確かに、保険業法施行規則第241条は、第1号、第2号、第4号いずれもが申込行為の形態を表わすものであるのに対し、第3号のみが申込手続の中で生じる保険料の支払行為を指すとするのは、形式的整合性に欠けるとの批判がなされるかも知れない。しかし、まず、保険業法施行規則第241条第3号は、当時の訪問販売法とは微妙に表現を変えている。保険業法施行令第45条第3号にあてはめると、当時の訪問販売法の表現をそのまま使用すれば「預金又は貯金の口座に対する払込により保険契約の申込みをした場合」となるところ、保険業法施行規則第241条第3号の表現では「預金又は貯金の口座に対する払込による方法を利用して保険契約の申込みをした場合」となる。前者では払込行為は申込みそのものを意味することになるが、後者は、若干であるが膨らませた表現となっており、「による方法」という文言が残る結果、「方法」に申込みに関連する行為が包含されると解釈しうる表現となっている。また、保険業法施行規則第241条の第1号、第2号、第4号は、いずれも「・・・を利用する方法」との規定振りになっているが、同第3号だけは規定振りが異なる。これを保険業法施行令第45条第3号にあてはめると、第1号、第2号、第4号については、形式的には「・・・を利用する方法を利用して保険契約の申込みをした場合」となるが、「利用」が重複するのは不自然であるので、「・・・を利用して保険契約の申込みをした場合」と読むことになり、「・・・」は申込

みそのものの方法を意味することになる。これに対し、第3号は、上記のとおり、「払込による方法を利用して保険契約の申込みをした場合」となって、「による方法」の文言が残る点で、明らかに他の各号の場合と異なる。「払込み」が申込みそのものを意味するのであれば、敢えて他の各号と異なる規定振りにした理由の説明がつかず、規定振りからしても、第3号の場合は、申込みそのものの方法を意味するのではなく、申込みに関連する行為を意味する趣旨であったと解釈されるのである。なお、「方法」の文言は保険業法施行令自体に存在するものであり、保険業法施行規則によって施行令を読み足しているものではないから、同施行規則が施行令の委任の範囲を超えているものではないと解される。

結局、保険業法施行規則第241条第3号については、丁寧に表記するならば、「保険料の支払について払込みによる方法を利用することとして保険契約の申込みをした場合」と規定すべきであったということになり、保険業法施行令第45条第3号、同法施行規則第241条第3号は、若干読みづらい表現となっているが、これは、申込みそのものの方法と、申込みに関連する行為の方法を、同一の条文に規定しようとしたことによるものと解され、上記の解釈を否定するものではないと解される。法令の解釈において、文理解釈が基本となることは当然であるが、文理解釈が絶対ではなく、法令の趣旨・目的等に基づき、合理的に解釈することは許されるものである<sup>13</sup>。

#### (5) 変額年金等の保険商品への適用の適否

今回問題とされる変額年金や外貨建て保険等は、いずれも保険料の支払い方法が一時払いであり、高額の出捐を必要とすることも、以上の解釈を補強する材料となろう。

しかし、こうした考えに対しては、変額年金の販売の主たる担い手は銀行であり、銀行員が消費者の自宅を訪問し、申込書と同時に振込依頼書を提出するようなケースを考えると、契約意思が確定したとする定型的な行為とはいえないとの反論が考えられる。

しかし、申込者が自宅で銀行員の訪問勧誘を受け、自宅で銀行員に申込書と振込依頼書を同時に提出する場合があります。これは、保険業法の想定しない、保険業法からすれば例外的な事象である。なぜならば、変額年金の申込書には複写で申込者の控えが用意されるのが通例であるが、振込依頼書に申込者の控えが用意されることはない。銀行による保険販売においても、振込依頼書は、申込者本人が銀行に赴き提出することが定型的であるとの認識で保険実務はスタートしたものである。

<sup>13</sup>星野英一「民法概論I」48頁以下。

もっとも、保険の販売を行う銀行員の中には、銀行の社内ルールにより振込依頼書を受領する権限のある者もあり、その場合には、正当な手続として、申込者が銀行員に申込書と振込依頼書を同時に提出することがあり得る。しかし、このことは、当初の法令の想定を超える問題であり、立法論として法令改正の是非を検討すべき問題であるといえる。

### 3. まとめ

以上の解釈に基づけば、現行の生命保険会社の実務は、誤った法令解釈によるものではなく、また現行実務を前提とした当会の「注意喚起情報作成ガイドライン」の規定も、誤った法令解釈を前提に策定したものではないといえることができる。

以 上

(別紙2)

両論の解釈が可能であるが、立法上の措置による明確化が望ましいとの考え方

1 特定の方法による「申込み」をした場合に限定して狭く解釈することについて

(1) 保険業法309条1項6号、保険業法施行令45条3号においては、「申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の申込みをした場合」が、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして、クーリング・オフの適用除外事由と定められている。すなわち、文言上は、ある特定の方法を利用して「申込み」をした場合が適用除外とされているのであって、対価の支払行為がどのような方法によってされたかどうかは問題にされていないと考えられる。また、「申込み」とは契約の申込みの意思表示であるのに対し、「払込」というのは支払方法の1つを示す概念であって、法律上の両者の意味は異なると解釈されるのが一般的である。

そして、内閣府令である保険業法施行規則241条3号においては、上記方法の1つとして、「預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法」が定められている。

以上によれば、文言解釈を徹底した場合には、クーリング・オフの適用除外になるのは、あくまでも、「申込み」を口座振込の方法を利用して行った場合であると解されることになると考えられる。これに対し、対価の支払を口座振込の方法を利用して行ったというのは、口座振込の方法による「申込み」とは異なる場面のことであって、少なくとも文言上は、クーリング・オフの適用の有無とは関係がない事柄であると考えられる。

(2) また、同条は、クーリング・オフの適用除外事由となる保険契約の申込みの一定の方法として、具体的には、①郵便を利用する方法(1号)、②ファクシミリ等の通信機器又は情報処理機器を利用する方法(2号)、③預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法(3号)、④保険会社等が設置した機器を利用する方法(4号)を定めているが、これらは、同じくクーリング・オフの適用除外とされている「通信販売」(特定商取引に関する法律2条2項)を定義する特定商取引法施行規則2条の規定、すなわち、①郵便又は信書便、②電話機、ファクシミリ等の通信機器又は情報処理機器を利用する方法、③電報、④預金又は貯金の口座に対する払込み、とほぼ同様の規定となっている。

この点、通信販売が、クーリング・オフの適用対象外とされている趣旨は、同じ特定商取引法上でクーリング・オフの適用対象とされている訪問販売や電話勧誘販売とは異なり、業者の影響を受けずに、自宅でかつ十分時間を置いて、適切に意思形成することができるからであり、特定商取引法施行規則 2 条で通信販売に該当する各方法を定めているのは、遠隔地からの契約意思表示の手段を網羅するという趣旨である。したがって、保険業法施行規則 2 4 1 条も、通信販売と同様に、遠隔地からの意思表示手段を網羅した趣旨であると解されるのであれば、クーリング・オフの適用の有無のポイントとなるのは、あくまでも、業者の影響を受けない遠隔地からの「申込み」かどうかという点にあることになり、対価の支払をどのような方法を利用して行ったかどうかというのは、クーリング・オフの適用の有無を検討するに際しては関係がない事柄となると考えられる。

(3) 以上のとおり、保険業法 3 0 9 条 1 項 6 号、同施行令 4 5 条 3 号、同施行規則 2 4 1 条 3 号について、文言解釈を徹底し、特定商取引法の通信販売と同様の立法趣旨であると考えるのであれば、特定の方法による「申込み」をした場合に限定して狭く解釈するという見解も一定の正当性を有するものであると考えられる。

## 2 預金の口座に保険料が支払われた場合には保険料送金後はクーリング・オフをすることができないとする実務について

(1) かかる実務の取扱いは、クーリング・オフの適用除外を定めている、保険業法施行令 4 5 条 3 号の「申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の申込みをした場合」、保険業法施行規則 2 4 1 条 3 号の「預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法」には、「申込み」を口座に振り込む方法により行った場合だけではなく、保険料を口座振込の方法により払い込んだ場合というのも広く含まれるとの解釈に立つものと思われる。

ただ、かかる解釈は、前記 1 のとおり、保険業法施行令 4 5 条 3 号、保険業法施行規則 2 4 1 条 3 号の文言解釈を徹底するのであれば、ある程度困難であるといえる。

(2) しかし、保険業法は、3 0 9 条 1 項 6 号において、クーリング・オフの除外事由として、「申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをし

た場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合」を挙げて、類型的に申込者の保護に欠けるおそれがない場合については、クーリング・オフを適用しないこととしている（これに対し、例えば、特定商取引法には、このような除外規定は存在しない。）。そして、かかる政令委任を受けて、保険業法施行令45条各号において、申込者の保護に欠けるおそれがないものとして具体的にクーリング・オフの適用除外事由が定められている。

すなわち、保険業法は、特定商取引法の訪問販売等に比べて、比較的広くクーリング・オフの適用除外を認めているということができると思われるが、その趣旨は、おそらく、保険契約については、商品の内容が比較的複雑であることや保険料が訪問販売等に比較してやや高額になる傾向があることから、一般に、他の商品やサービスに比べて、比較的慎重に検討した上で締結することが多く、したがって、クーリング・オフの制度趣旨である「契約時の意思の不安定さに着目して、契約を解除するかどうかについての一定の熟慮期間を与える」という必要性に乏しいケースがあることを考慮したものであると思われる。例えば、保険業法施行令45条4号では、医師の診査を成立要件としている保険契約の申込みをした場合において、その診査が終了したときを、クーリング・オフの適用除外の事由としているが、これは、医師の診査は、申込者等が自ら保険会社や病院へ足を運んで行われるものであり、この診査が終了した場合には、事後的とはいえ、もはや契約意思は明確になっているので、クーリング・オフで保護を図る必要性がないという趣旨であると考えられる。

(3) このように、保険業法309条1項6号は、保険契約の特色に鑑み、申込者等の保護に欠けるおそれがないものについてはクーリング・オフの適用除外とした上で、その具体的事由を政令に委任しているのであって、同項6号のかかる趣旨に照らすと、その委任に基づいて定められている保険業法施行令45条各号の規定に定められている各事由については、申込者等の保護に欠けるおそれがないといえるかどうか、申込者の契約意思が確定的となっているかどうかという観点から、実質的に解釈されるのが妥当であると考えられる。

(4) このような観点から、保険業法施行令45条3号、保険業法施行規則241条3号の解釈について検討する。

この点、まず、顧客が、初回保険料の支払方法が「預金又は貯金の口座に対する払込み」である生命保険に加入しようとする場合、通常、申込書を生命保険



募集人に提出する動作とは別に、自ら、銀行又はATM設置場所等に赴き、生命保険会社が指定する口座への払込手続を行わなければならない。また、銀行又はATM設置場所等で口座の払込手続を行うには、本人確認手続、暗証番号入力等の手続により、自身の財産を出捐しなければならない。そのため、口座払込手続は、申込者等が、自ら足を運んで、申込書作成とは別の動作を行うものであり、それは、契約者の意思が確定していなければ行い得ない行為であると評価することも可能であろう。また、今回問題とされる変額年金や外貨建て保険等は、いずれも保険料の支払い方法が一時払いであり、数百万円という比較的高額の出捐を必要とするところ、そのような高額の払込みというのは、一般的に慎重な判断を要する行為であるといえることができる。

したがって、契約者が保険料を口座に対する払込みの方法により支払えば、その時点で、契約者の契約意思は既に明確で確定的なものとなっており、申込者の保護に欠けるおそれがない状況に至っていると評価することも可能であると思われる。

さらに、保険契約については、保険料の入金がされて初めて責任が開始されるのが通例であることを考慮すると、申込書の記載から保険料の入金に至るまでの一連の手続が、保険業法施行令45条3号の「申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の『申込み』をした場合」の『申込み』に該当し得るのであって、同号の『申込み』とは、必ずしも、狭義の契約の申込みの意思表示だけに限定されるものではないという解釈も可能であると思われる（文言解釈を徹底する立場からは異論があり得るかもしれないが、保険契約のかかる特殊性に照らせば、このような実質的な解釈も可能であろう。）。以上によれば、保険料を口座払込みの方法により支払ったことは、保険業法施行令45条3号（保険業法施行規則241条3号）の「申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の申込みをした場合」に該当すると解釈することも可能であると考えられる。

### 3 法令の明確化の必要性について

以上のとおり、保険業法309条1項6号、同施行令45条3号、同施行規則241条3号には、複数の実務取扱いを生ぜしめる解釈の余地があることから、立法上の措置による明確化が行われることが望ましいと考えられる。

また、これらの法令はいずれも平成7年の保険業法改正とそれに伴う施行令・

施行規則の整備当初のまま改正がなく、その後、銀行等による保険販売が順次実施されていること等の事情により実際上の問題が生じているのであれば（平成17年7月6日、国民生活センター「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」参照。）、立法上の手当てを検討する際には、現在の保険募集の実態も十分考慮する必要があると考えられる。

以 上

(別紙3)

平成18年10月27日

金融庁長官 殿

社団法人生命保険協会

会長 齋藤勝利

### 要 望 書

当会の「注意喚起情報作成ガイドライン」では、クーリング・オフ制度に関し、保険料が預金等の口座へ払い込まれた場合には、この制度を適用しないという取扱いを例示しております。

これに対し、昨今の販売チャネルの多様化等に鑑み、保険料が預金等の口座へ払い込まれた場合であってもクーリング・オフ制度の適用を検討すべきとのご意見が複数寄せられています。

つきましては、これらのご意見等を踏まえ、保険契約者保護の観点から、法令につき、必要な見直しを検討していただくようお願い申し上げます。

以 上